

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月16日
【計算期間】	第5期（自 平成27年1月20日 至 平成27年7月21日）
【ファンド名】	東京海上・ジャパン・オーナーズ株式オープン
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として「東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／株式に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド*
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	
社債	年12回	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
その他債券	(毎月)	中南米	
クレジット属性 ()	日々	アフリカ	
不動産投信	その他	中近東 (中東)	
その他資産(投資信託証券 (株式(一般)))	()	エマージング	
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回	目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回	目論見書または投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより5,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1. わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます）株式のうち、経営者*1が実質的に主要な株主である企業*2を主要投資対象とします。

*1 “経営者”とは、経営の中心を担っていると考えられる役員等（取締役・執行役員）を指します。

*2 “経営者が実質的に主要な株主である企業”とは、経営者およびその親族、資産管理会社等の合計持株比率（実質持株比率）が5%以上である企業とします。

2. 銘柄選定に際しては、経営者のリーダーシップに関する定性分析を重視しつつ、企業の成長性・収益性に比較して割安であると判断される銘柄を選別します。

◇当ファンドは、経営者のリーダーシップに着目した銘柄選定を行います。経営者が実質的に主要な株主である企業は、経営者のリーダーシップによる「長期的な株主利益の追求」「経営理念・哲学の貫徹」「迅速な意思決定（柔軟な経営戦略）」等の特長を有すると考えられ、これらの観点からその優位性を判断するものとします。

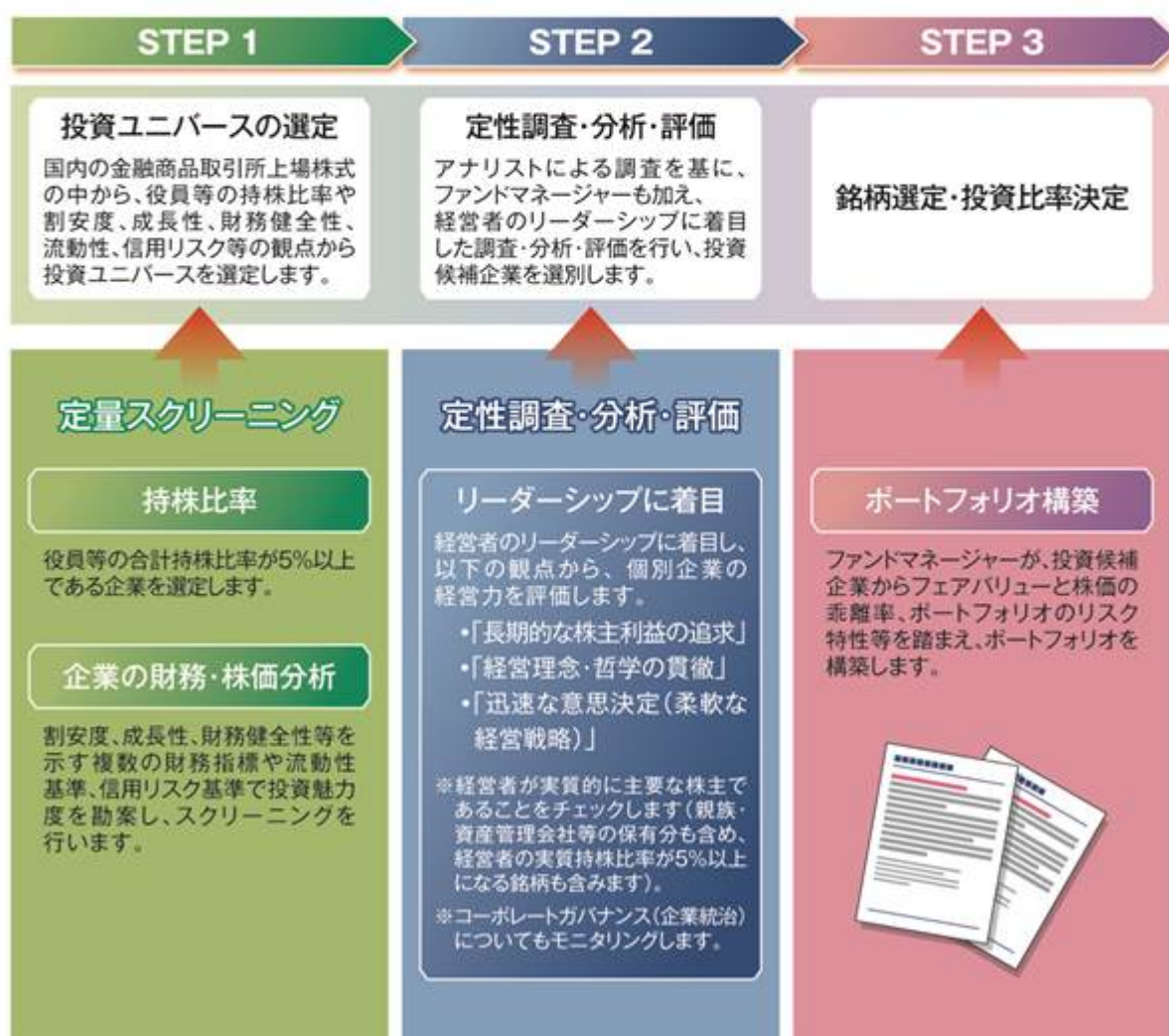
◇個別企業の売上高・純利益増加率、キャッシュフロー創出力や株主資本利益率（ROE）等の指標に着目し、企業の成長性・収益性を分析します。また、企業の業界における競争優位性等の定性分析も合わせて行います。

3. 運用にあたっては、東京海上アセットマネジメントの個別企業リサーチをもとに、銘柄選択・投資配分を決定し、ポートフォリオを構築します。

◇東京の企業調査部門のみならず、海外調査拠点におけるリサーチ情報も活用することで、グローバルな視点から日本企業の投資魅力を判断します。

◇アナリストによる調査・分析を基に、規律あるリスク管理の下、ポートフォリオを構築します。

ファンドの運用プロセス



資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

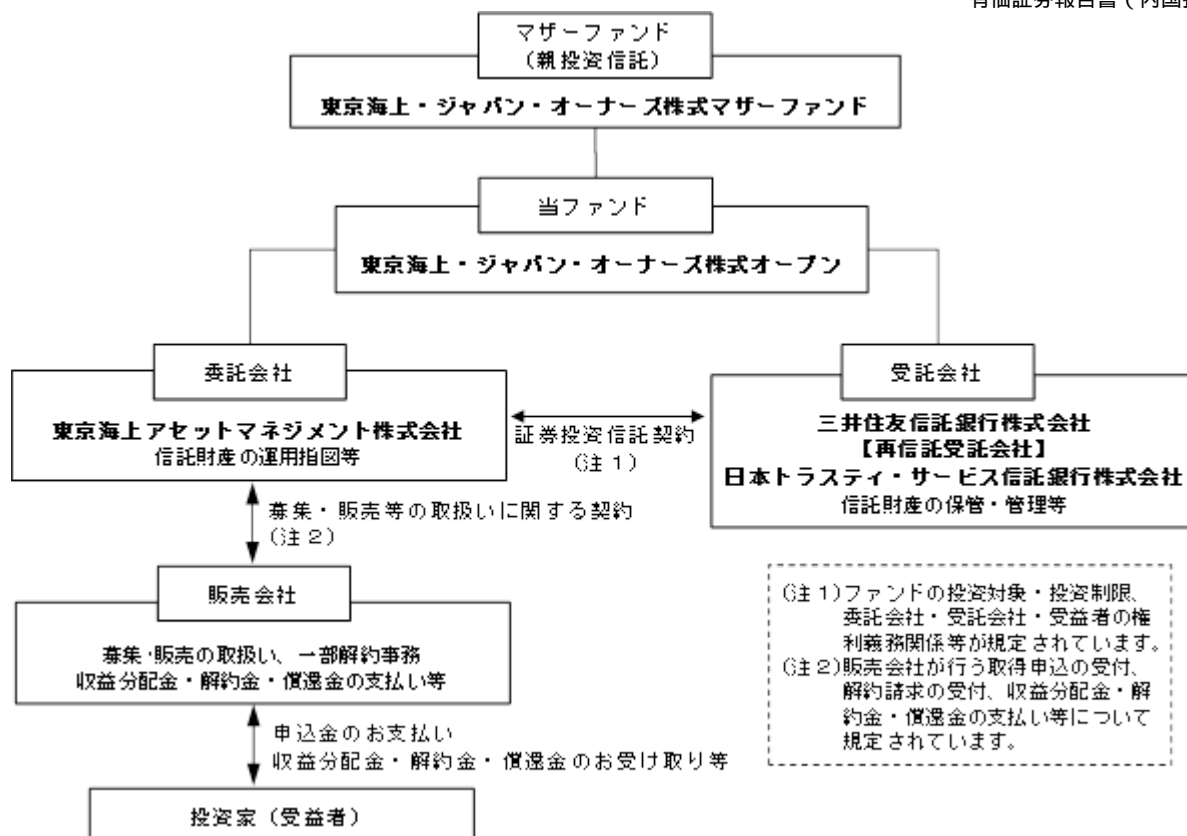
株	式	株式への実質投資割合には、制限を設けません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成25年4月25日 ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成27年8月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

平成26年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

- ・大株主の状況（平成27年8月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、主として「東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド」受益証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、他の有価証券等の資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

主として、わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます）株式のうち、経営者が実質的に主要な株主である企業の株式を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報> マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限（要約）

東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド

1. 基本方針

経営者が実質的に主要な株主である企業の株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます）株式のうち、経営者が実質的に主要な株主である企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます）株式のうち、経営者が実質的に主要な株主である企業の株式に投資します。

銘柄選定に際しては、経営者のリーダーシップに関する定性分析を重視しつつ、企業の成長性・収益性に比較して割安であると判断される銘柄を選別します。

運用にあたっては、個別企業リサーチをもとに、銘柄選択・投資配分を決定し、ポートフォリオを構築します。

原則として、株式への組入比率を高位に維持します。

3. 運用制限

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）

金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 株券または新株引受権証書

(2) 国債証券

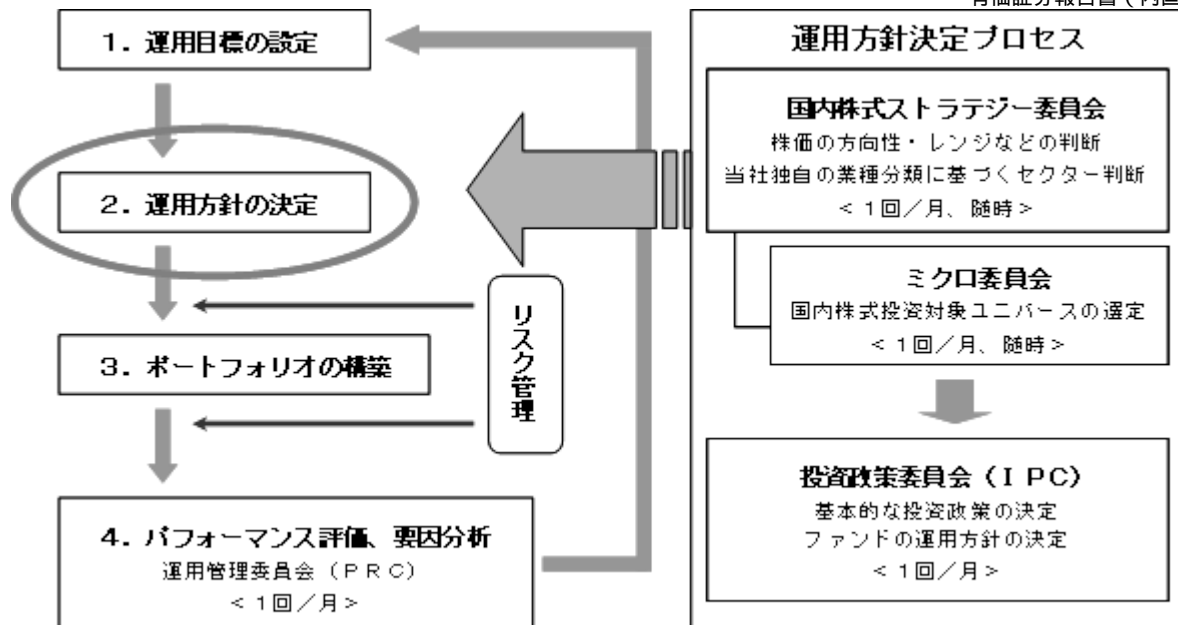
(3) 地方債証券

(4) 特別の法律により法人の発行する債券

- (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。) および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - (16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り。)
 - (17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
 - (20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき、国内の株式に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは株式運用部日本株式運用グループ（11名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（4名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成27年9月1日現在）

(4)【分配方針】

年2回（原則として1月、7月の18日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（ ）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ）
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款第19条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等（約款第22条）

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第24条の2）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ・ 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

有価証券の空売（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款第29条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限（約款第29条の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入（約款第35条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に株式など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行うことがあるため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄の株価変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる場合があります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むこと

によるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に国内の株式を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の値動きやそれらの株式の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

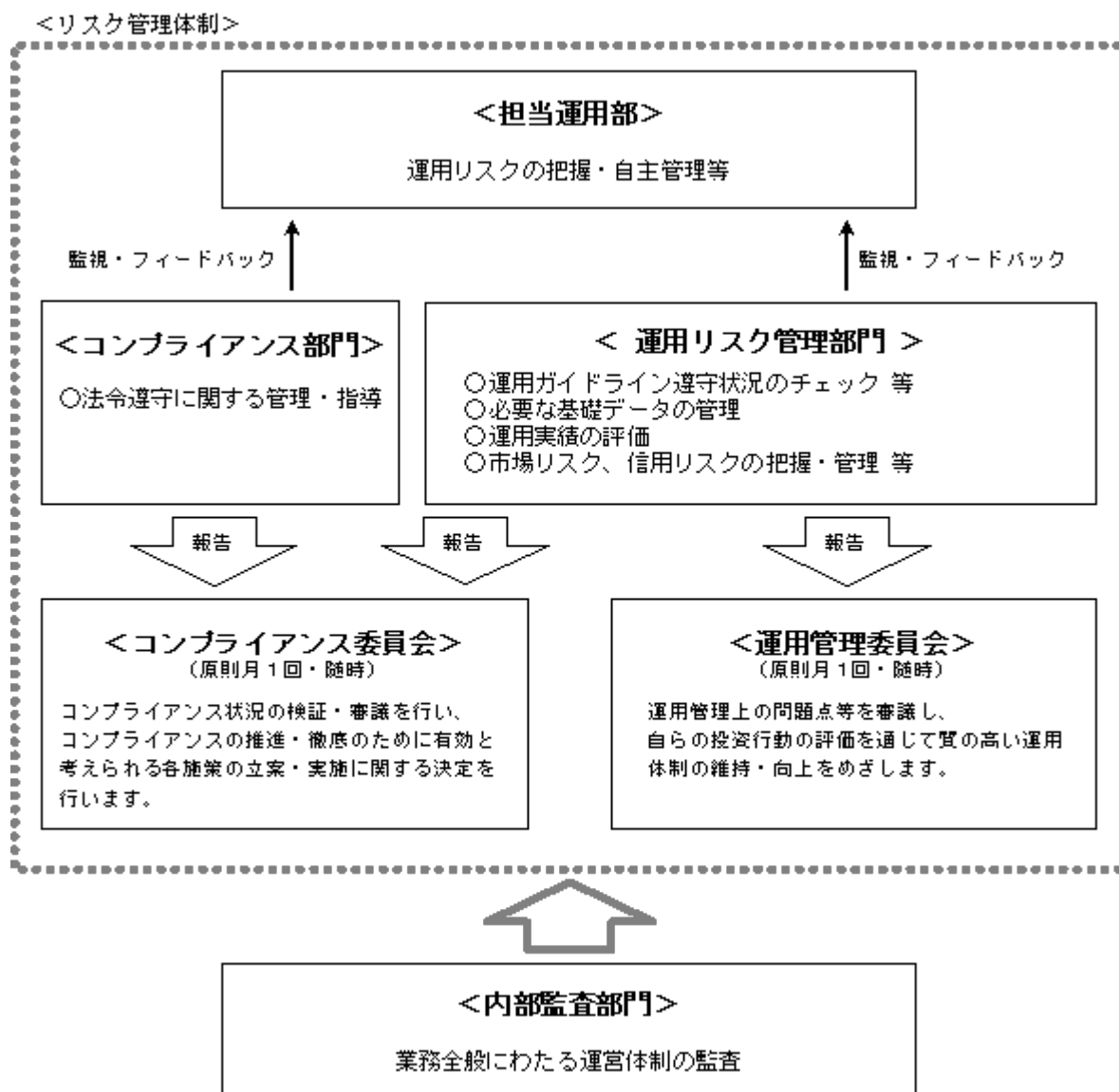
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



参考情報

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 ※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位: %)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	21.6	15.5	20.5	10.3	2.3	9.6	8.3
最大値	29.4	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値	12.7	-17.0	-13.6	-22.8	0.4	-12.7	-10.1

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 ※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
 ※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※ファンドは2014年4月以降の年間騰落率を用いています。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株 : TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株: MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債: NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に2.16%（税抜2%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。

分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.5552%（税抜1.44%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社 ^{*1}	販売会社 ^{*2}	受託会社 ^{*3}
年率0.7%	年率0.7%	年率0.04%

*1 委託した資金の運用の対価

*2 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

*3 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0108%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年64.8万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。配当控除は、総合課税を選択した場合には適用がありますが、申告不要制度の適用を受けた場合または申告分離課税を選択した場合には適用がありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より開始される20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

平成28年1月1日以降、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子や売却等による所得が申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））の対象とされ、これらの所得間、上場株式等の譲渡所得等および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算ならびに特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除ができることとなります。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（2）超過額については、15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

なお、益金不算入制度が適用されます。（株式投資信託（一部のETFを除く）にかかる益金不算入制度は、平成27年4月1日付で廃止され、同日以降に開始する法人の事業年度については、適用されません。）

- （1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- （2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。

* 上記は、平成27年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は平成27年8月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,396,908,553	100.18
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		4,315,340	0.18
合計（純資産総額）		2,392,593,213	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,382,761,600	99.41
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		14,122,984	0.58
合計（純資産総額）		2,396,884,584	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,570,096,000	1.5799	2,480,691,292	1.5266	2,396,908,553	100.18

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.18
合 計	100.18

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	メッセージ	日本	サービス業	株式	32,000	3,540.00	113,280,000	4,375.00	140,000,000	5.84
2	エスイー	日本	金属製品	株式	188,000	755.00	141,940,000	654.00	122,952,000	5.12
3	パラマウントベッドホールディングス	日本	その他製品	株式	32,900	3,785.00	124,526,500	3,630.00	119,427,000	4.98
4	M & Aキャピタルパートナーズ	日本	サービス業	株式	61,000	1,845.00	112,545,000	1,904.00	116,144,000	4.84
5	ニホンフラッシュ	日本	その他製品	株式	90,500	1,523.00	137,831,500	1,283.00	116,111,500	4.84
6	前田工織	日本	その他製品	株式	121,500	1,054.00	128,061,000	952.00	115,668,000	4.82
7	アートネイチャー	日本	その他製品	株式	110,500	1,043.00	115,251,500	1,043.00	115,251,500	4.80
8	ファンコミュニケーションズ	日本	サービス業	株式	119,000	954.00	113,526,000	917.00	109,123,000	4.55
9	シノケングループ	日本	不動産業	株式	62,000	1,810.76	112,267,395	1,741.00	107,942,000	4.50
10	U Tグループ	日本	サービス業	株式	145,700	700.00	101,990,000	733.00	106,798,100	4.45
11	エフビコ	日本	化学	株式	23,700	4,314.44	102,252,259	4,210.00	99,777,000	4.16
12	夢真ホールディングス	日本	サービス業	株式	124,000	790.00	97,960,000	798.00	98,952,000	4.12
13	A O K Iホールディングス	日本	小売業	株式	55,300	1,680.00	92,904,000	1,464.00	80,959,200	3.37
14	フジシールインターナショナル	日本	その他製品	株式	18,600	3,700.00	68,820,000	4,145.00	77,097,000	3.21
15	ロート製薬	日本	医薬品	株式	33,900	2,183.00	74,003,700	2,097.00	71,088,300	2.96
16	インフォマート	日本	サービス業	株式	51,100	1,406.00	71,846,600	1,391.00	71,080,100	2.96
17	サンドラッグ	日本	小売業	株式	10,300	7,310.00	75,293,000	6,820.00	70,246,000	2.93
18	大塚商会	日本	情報・通信業	株式	10,700	6,480.00	69,336,000	6,400.00	68,480,000	2.85
19	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	9,300	7,058.00	65,639,400	7,063.00	65,685,900	2.74
20	ニトリホールディングス	日本	小売業	株式	6,700	11,130.00	74,571,000	9,650.00	64,655,000	2.69
21	ガリバーインターナショナル	日本	卸売業	株式	57,200	1,142.00	65,322,400	1,071.00	61,261,200	2.55
22	オービック	日本	情報・通信業	株式	11,200	6,080.00	68,096,000	5,410.00	60,592,000	2.52

23	GMOインターネット	日本	情報・通信業	株式	35,000	1,857.16	65,000,921	1,730.00	60,550,000	2.52
24	ニフコ	日本	化学	株式	12,500	5,180.00	64,750,000	4,740.00	59,250,000	2.47
25	スルガ銀行	日本	銀行業	株式	24,000	2,742.00	65,808,000	2,326.00	55,824,000	2.32
26	楽天	日本	サービス業	株式	29,000	2,079.50	60,305,500	1,734.00	50,286,000	2.09
27	クスリのアオキ	日本	小売業	株式	8,500	6,370.00	54,145,000	5,690.00	48,365,000	2.01
28	東祥	日本	サービス業	株式	10,000	2,946.00	29,460,000	3,425.00	34,250,000	1.42
29	エイチ・アイ・エス	日本	サービス業	株式	1,000	4,575.00	4,575,000	4,155.00	4,155,000	0.17
30	アウトソーシング	日本	サービス業	株式	1,400	2,507.00	3,509,800	2,747.00	3,845,800	0.16

b. 投資有価証券の種類

東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	化学	6.63
		医薬品	2.96
		金属製品	5.12
		その他製品	22.80
		情報・通信業	10.65
		卸売業	2.55
		小売業	11.02
		銀行業	2.32
		不動産業	4.50
		サービス業	30.80
合 計			99.41

投資不動産物件

東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(平成25年 7月18日)	13,098	13,358	1.0056	1.0256
第2計算期間末	(平成26年 1月20日)	5,761	5,860	1.1627	1.1827
第3計算期間末	(平成26年 7月18日)	2,689	2,783	1.1516	1.1916
第4計算期間末	(平成27年 1月19日)	2,398	2,479	1.1903	1.2303
第5計算期間末	(平成27年 7月21日)	2,468	2,541	1.3398	1.3798
平成26年 8月末日		2,715	-	1.1370	-
9月末日		2,566	-	1.1413	-
10月末日		2,454	-	1.1333	-
11月末日		2,534	-	1.1924	-
12月末日		2,547	-	1.2409	-
平成27年 1月末日		2,574	-	1.2720	-

2月末日	2,372	-	1.2451	-
3月末日	2,701	-	1.2908	-
4月末日	2,550	-	1.2937	-
5月末日	2,541	-	1.2896	-
6月末日	2,492	-	1.3442	-
7月末日	2,489	-	1.3306	-
8月末日	2,392	-	1.2920	-

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成25年 4月25日～平成25年 7月18日	0.0200
第2計算期間	平成25年 7月19日～平成26年 1月20日	0.0200
第3計算期間	平成26年 1月21日～平成26年 7月18日	0.0400
第4計算期間	平成26年 7月19日～平成27年 1月19日	0.0400
第5計算期間	平成27年 1月20日～平成27年 7月21日	0.0400

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第1計算期間	平成25年 4月25日～平成25年 7月18日	2.6
第2計算期間	平成25年 7月19日～平成26年 1月20日	17.6
第3計算期間	平成26年 1月21日～平成26年 7月18日	2.5
第4計算期間	平成26年 7月19日～平成27年 1月19日	6.8
第5計算期間	平成27年 1月20日～平成27年 7月21日	15.9

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	平成25年 4月25日～平成25年 7月18日	13,967,734,739	942,423,423	13,025,311,316
第2計算期間	平成25年 7月19日～平成26年 1月20日	555,280,943	8,625,321,004	4,955,271,255
第3計算期間	平成26年 1月21日～平成26年 7月18日	651,514,074	3,271,050,285	2,335,735,044
第4計算期間	平成26年 7月19日～平成27年 1月19日	514,705,895	835,171,664	2,015,269,275
第5計算期間	平成27年 1月20日～平成27年 7月21日	400,495,099	573,594,943	1,842,169,431

< 参考情報 >

（平成27年 8月31日現在）

基準価額、パフォーマンス等の状況

●基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
 ※設定日は2013年4月25日です。

●基準価額・純資産総額

基準価額	12,920円
純資産総額	2,393百万円

●騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	-2.90	+3.18	+6.86	+20.96	—	+47.63

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

●分配の推移(1万口当たり、税引前)

第1期	2013年7月18日	200円
第2期	2014年1月20日	200円
第3期	2014年7月18日	400円
第4期	2015年1月19日	400円
第5期	2015年7月21日	400円
設定来累計		1,600円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
 分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

●資産構成

資産	比率(%)
株式	99.4
株式先物	—
短期金融資産等	0.6
合計	100.0

純資産総額 2,397百万円

●市場別・規模別資産構成

市場	規模別	比率(%)
東証一部	大型	4.8
	中型	18.8
	小型	48.6
	未分類	—
東証二部・マザーズ		3.1
JASDAQ		24.1
その他市場		—

●組入上位10業種

業種名	比率(%)
1 サービス業	30.8
2 その他製品	22.8
3 小売業	11.0
4 情報・通信業	10.7
5 化学	6.6
6 金属製品	5.1
7 不動産業	4.5
8 医薬品	3.0
9 卸売業	2.6
10 銀行業	2.3

●組入上位10銘柄

銘柄名	コード	業種名	比率(%)
1 メッセージ	2400	サービス業	5.8
2 エスイー	3423	金属製品	5.1
3 バラマウントベッド HD	7817	その他製品	5.0
4 M&Aキャピタルパートナーズ	6080	サービス業	4.8
5 ニホンフラッシュ	7820	その他製品	4.8
6 前田工機	7821	その他製品	4.8
7 アートネイチャー	7823	その他製品	4.8
8 ファンコミュニケーションズ	2461	サービス業	4.6
9 シノケングループ	8909	不動産業	4.5
10 UTグループ	2146	サービス業	4.5

※比率は、純資産総額に占める割合です。

※資産構成の短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

※規模別分類は、東京証券取引所の定める下記指数の採用銘柄による分類です。

大型:TOPIX 100 (時価総額・流動性の高い100銘柄)

中型:TOPIX Mid 400 (TOPIX 100に次いで時価総額・流動性の高い400銘柄)

小型:TOPIX Small (TOPIX構成銘柄から、TOPIX 100・TOPIX Mid 400および指数算出対象外銘柄を除いた銘柄)

未分類:上場後間もない銘柄等、指数算出対象外銘柄

組入銘柄数 32

年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークがありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
 - 取得申込受付日の基準価額
 - 基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
 - 委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 申込手数料は、発行価格に2.16%（税抜2%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。
 - 信託財産留保額はありません。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権 1 口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、平成25年 4 月25日から平成35年 1 月18日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年 1 月19日から 7 月18日まで、 7 月19日から翌年 1 月18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「 信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判

所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<http://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。
- c. 上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があつた場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受

けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第5期計算期間（平成27年1月20日から平成27年7月21日まで）の財務諸表について、P w C あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上・ジャパン・オーナーズ株式オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 [平成27年 1月19日現在]	第5期 [平成27年 7月21日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,398,800,425	2,468,226,764
未収入金	104,005,386	93,772,754
流動資産合計	2,502,805,811	2,561,999,518
資産合計	2,502,805,811	2,561,999,518
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	80,610,771	73,686,777
未払解約金	3,192,210	-
未払受託者報酬	557,314	554,101
未払委託者報酬	19,505,864	19,393,430
その他未払費用	139,227	138,446
流動負債合計	104,005,386	93,772,754
負債合計	104,005,386	93,772,754
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,015,269,275	1 1,842,169,431
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	383,531,150	626,057,333
（分配準備積立金）	272,979,044	456,836,273
元本等合計	2,398,800,425	2,468,226,764
純資産合計	2,398,800,425	2,468,226,764
負債純資産合計	2,502,805,811	2,561,999,518

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 平成26年 7月19日 至 平成27年 1月19日	第5期 自 平成27年 1月20日 至 平成27年 7月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	181,442,783	401,952,237
営業収益合計	181,442,783	401,952,237
営業費用		
受託者報酬	557,314	554,101
委託者報酬	19,505,864	19,393,430
その他費用	139,227	138,446
営業費用合計	20,202,405	20,085,977
営業利益又は営業損失（ ）	161,240,378	381,866,260
経常利益又は経常損失（ ）	161,240,378	381,866,260
当期純利益又は当期純損失（ ）	161,240,378	381,866,260
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	255,840	55,997,187
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	354,089,501	383,531,150
剰余金増加額又は欠損金減少額	74,272,972	103,822,813
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	74,272,972	103,822,813
剰余金減少額又は欠損金増加額	125,205,090	113,478,926
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	125,205,090	113,478,926
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	₁ 80,610,771	₁ 73,686,777
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	383,531,150	626,057,333

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第5期 自 平成27年 1月20日 至 平成27年 7月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成27年1月18日及び平成27年7月18日とその翌日とその翌々日が休日のため、前計算期間末日を平成27年1月19日とし、当計算期間末日を平成27年7月21日としております。このため、当計算期間は183日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第4期 [平成27年 1月19日現在]	第5期 [平成27年 7月21日現在]
1. 1 期首元本額	2,335,735,044円	2,015,269,275円
期中追加設定元本額	514,705,895円	400,495,099円
期中一部解約元本額	835,171,664円	573,594,943円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	2,015,269,275口	1,842,169,431口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 平成26年 7月19日 至 平成27年 1月19日	第5期 自 平成27年 1月20日 至 平成27年 7月21日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（18,299,498円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（142,685,040円）、投資信託約款に規定される収益調整金（117,975,454円）及び分配準備積立金（192,605,277円）より、分配対象額は471,565,269円（1万口当たり2,339.93円）であり、うち80,610,771円（1万口当たり400円）を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（23,627,785円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（302,241,288円）、投資信託約款に規定される収益調整金（169,221,060円）及び分配準備積立金（204,653,977円）より、分配対象額は699,744,110円（1万口当たり3,798.47円）であり、うち73,686,777円（1万口当たり400円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第4期 自 平成26年 7月19日 至 平成27年 1月19日	第5期 自 平成27年 1月20日 至 平成27年 7月21日
-----	---------------------------------------	---------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第4期 [平成27年 1月19日現在]	第5期 [平成27年 7月21日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第4期（自 平成26年7月19日 至 平成27年1月19日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	175,112,695
合計	175,112,695

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第5期（自 平成27年1月20日 至 平成27年7月21日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	333,928,293
合計	333,928,293

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第4期 [平成27年 1月19日現在]		第5期 [平成27年 7月21日現在]	
1口当たり純資産額	1.1903円	1口当たり純資産額	1.3398円
（1万口当たり純資産額	11,903円）	（1万口当たり純資産額	13,398円）

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
-----	-----	------	-----	----

親投資信託 受益証券	東京海上・ジャパン・オーナーズ 株式マザーファンド	1,561,872,280	2,468,226,764	
親投資信託受益証券 合計		1,561,872,280	2,468,226,764	
合計		1,561,872,280	2,468,226,764	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは、「東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[平成27年 1月19日現在]	[平成27年 7月21日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		129,627,908	121,483,489
株式		2,369,385,300	2,440,216,400
未収配当金		3,834,734	372,348
未収利息		71	159
流動資産合計		2,502,848,013	2,562,072,396
資産合計		2,502,848,013	2,562,072,396
負債の部			
流動負債			
未払解約金		104,005,386	93,772,754
流動負債合計		104,005,386	93,772,754
負債合計		104,005,386	93,772,754
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,773,080,365	1,561,872,280
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		625,762,262	906,427,362
元本等合計		2,398,842,627	2,468,299,642
純資産合計		2,398,842,627	2,468,299,642
負債純資産合計		2,502,848,013	2,562,072,396

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年 1月20日 至 平成27年 7月21日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成27年 1月19日現在]	[平成27年 7月21日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,140,216,857円	1,773,080,365円
同期中における追加設定元本額	470,089,507円	351,587,938円
同期中における一部解約元本額	837,225,999円	562,796,023円
同期末における元本額	1,773,080,365円	1,561,872,280円
元本の内訳 *		
東京海上・ジャパン・オーナーズ株式オープン	1,773,080,365円	1,561,872,280円
計	1,773,080,365円	1,561,872,280円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	1,773,080,365口	1,561,872,280口

（注）*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成26年 7月19日 至 平成27年 1月19日	自 平成27年 1月20日 至 平成27年 7月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左
-------------------	---	----

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成27年 1月19日現在]	[平成27年 7月21日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 平成26年7月19日 至 平成27年1月19日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
----	-----------------

株式	78,547,891
合計	78,547,891

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成26年7月19日から平成27年1月19日まで)を指しております。

(自 平成27年1月20日 至 平成27年7月21日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	180,902,085
合計	180,902,085

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成26年7月19日から平成27年7月21日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成27年 1月19日現在]		[平成27年 7月21日現在]	
1口当たり純資産額	1.3529円	1口当たり純資産額	1.5803円
(1万口当たり純資産額	13,529円)	(1万口当たり純資産額	15,803円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
エフピコ	22,700	4,325.00	98,177,500	
ニフコ	12,500	5,180.00	64,750,000	
ロート製薬	33,900	2,183.00	74,003,700	
エスイー	188,000	755.00	141,940,000	
スノーピーク	800	4,380.00	3,504,000	
パラマウントベッドホールディングス	32,900	3,785.00	124,526,500	
ニホンフラッシュ	90,500	1,523.00	137,831,500	
前田工繊	121,500	1,054.00	128,061,000	
アートネイチャー	110,500	1,043.00	115,251,500	
フジシールインターナショナル	18,600	3,700.00	68,820,000	
オービック	11,200	6,080.00	68,096,000	
大塚商会	10,700	6,480.00	69,336,000	
ソフトバンクグループ	9,300	7,058.00	65,639,400	
ガリバーインターナショナル	57,200	1,142.00	65,322,400	
クスリのアオキ	8,500	6,370.00	54,145,000	
V Tホールディングス	7,000	725.00	5,075,000	
A O K Iホールディングス	55,300	1,680.00	92,904,000	
ニトリホールディングス	6,700	11,130.00	74,571,000	

サンドラッグ	10,300	7,310.00	75,293,000	
スルガ銀行	24,000	2,742.00	65,808,000	
ＵＴグループ	209,700	700.00	146,790,000	
夢真ホールディングス	124,000	790.00	97,960,000	
メッセージ	33,500	3,540.00	118,590,000	
アウトソーシング	1,400	2,507.00	3,509,800	
ファンコミュニケーションズ	119,000	954.00	113,526,000	
インフォマート	51,100	1,406.00	71,846,600	
楽天	29,000	2,079.50	60,305,500	
M & A キャピタルパートナーズ	35,000	3,690.00	129,150,000	
リロ・ホールディング	3,900	13,410.00	52,299,000	
東祥	16,500	2,946.00	48,609,000	
エイチ・アイ・エス	1,000	4,575.00	4,575,000	
合 計	1,456,200	—	2,440,216,400	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年8月31日現在

種類	金額
資産総額	2,396,908,553 円
負債総額	4,315,340 円
純資産総額（ - ）	2,392,593,213 円
発行済数量	1,851,859,104 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2920 円

（ご参考：親投資信託の現況）

東京海上・ジャパン・オーナーズ株式マザーファンド

平成27年8月31日現在

種類	金額
資産総額	2,396,884,584 円
負債総額	— 円
純資産総額（ - ）	2,396,884,584 円
発行済数量	1,570,096,000 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.5266 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成27年8月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年8月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	157	1,795,850
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	13	60,465
合計	170	1,856,315

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,147,830	11,141,499
前払費用	110,882	138,645
未収委託者報酬	1,825,261	1,838,877
未収収益	2,410,705	2,613,524
未収入金	132,243	144,239
繰延税金資産	208,535	178,975
その他の流動資産	11,587	7,312
流動資産計	13,847,047	16,063,074
固定資産		
有形固定資産	* 1	* 1
建物	105,672	56,587
器具備品	93,392	68,717
無形固定資産	3,144	3,475
電話加入権	3,144	3,144
ソフトウェア仮勘定	-	330
投資その他の資産	774,095	766,343
投資有価証券	30,243	35,337
関係会社株式	254,342	254,342
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	48,053	11,425
敷金	285,857	315,033
繰延税金資産	124,399	119,005
固定資産計	976,305	895,124
資産合計	14,823,352	16,958,198
負債の部		
流動負債		
預り金	36,310	35,761
未払金	* 2	
未払手数料	539,966	641,688
その他未払金	1,205,062	1,241,048
未払費用	145,394	226,407
未払消費税等	140,244	381,984
未払法人税等	1,220,000	777,000
前受収益	219,617	121,685
賞与引当金	185,444	189,738
その他の流動負債	36	1,080
流動負債計	3,692,077	3,616,395
固定負債		
退職給付引当金	141,238	179,872
役員退職慰労引当金	37,360	18,220
固定負債計	178,598	198,092
負債合計	3,870,676	3,814,487
純資産の部		

株主資本	10,950,867	13,138,296
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	8,950,867	11,138,296
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	8,450,867	10,638,296
繰越利益剰余金	8,450,867	10,638,296
評価・換算差額等	1,809	5,414
その他有価証券評価差額金	1,809	5,414
純資産合計	10,952,676	13,143,710
負債・純資産合計	14,823,352	16,958,198

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,728,983	9,360,564
運用受託報酬	8,079,569	8,312,953
投資助言報酬	27,854	54,626
その他営業収益	1,992	2,156
営業収益計	16,838,399	17,730,301
営業費用		
支払手数料	3,649,922	3,990,900
広告宣伝費	127,570	120,842
公告費	1,190	533
調査費	4,624,666	5,028,540
調査費	1,225,688	1,359,014
委託調査費	* 1 3,398,978	3,669,525
委託計算費	80,546	79,315
営業雑経費	137,868	158,665
通信費	27,421	28,778
印刷費	80,551	100,532
協会費	18,158	17,727
諸会費	4,933	5,136
図書費	6,803	6,491
営業費用計	8,621,765	9,378,797
一般管理費		
給料	2,408,504	2,415,481
役員報酬	71,508	76,933
給料・手当	* 1 1,711,651	1,680,443
賞与	625,344	658,104
交際費	9,497	8,098
寄付金	-	1,064
旅費交通費	92,774	86,899
租税公課	52,979	48,943
不動産賃借料	258,391	258,391
役員退職慰労引当金繰入	6,280	3,170
退職給付費用	70,577	70,058
賞与引当金繰入	185,444	189,738
固定資産減価償却費	70,972	95,208
法定福利費	401,660	407,477
福利厚生費	7,620	6,193
諸経費	398,379	389,985
一般管理費計	3,963,083	3,980,710
営業利益	4,253,550	4,370,792
営業外収益		
受取利息	1,356	1,803
受取配当金	* 1 200,127	* 1 227,154

匿名組合投資利益	* 1	166,010	11,498
雑益		6,766	14,179
営業外収益計		374,260	254,634
営業外費用			
雑損		58,781	82,709
営業外費用計		58,781	82,709
経常利益		4,569,030	4,542,717
特別利益			
資産除去債務戻入益		-	34,769
特別利益計		-	34,769
特別損失			
建物除却損		427	-
器具備品除却損		-	912
特別損失計		427	912
税引前当期純利益		4,568,603	4,576,574
法人税、住民税及び事業税		1,719,728	1,551,017
法人税等調整額		20,436	33,368
法人税等合計		1,699,291	1,584,385
当期純利益		2,869,311	2,992,189

【株主資本等変動計算書】

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	443,612	6,545,729	6,989,342	8,989,342
当期変動額					
剰余金の配当		56,387	964,173	907,786	907,786
当期純利益			2,869,311	2,869,311	2,869,311
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	56,387	1,905,137	1,961,524	1,961,524
当期末残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,215	1,215	8,990,558
当期変動額			
剰余金の配当			907,786
当期純利益			2,869,311
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	593	593	593
当期変動額合計	593	593	1,962,118
当期末残高	1,809	1,809	10,952,676

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867
当期変動額					
剰余金の配当			804,759	804,759	804,759
当期純利益			2,992,189	2,992,189	2,992,189
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	2,187,429	2,187,429	2,187,429
当期末残高	2,000,000	500,000	10,638,296	11,138,296	13,138,296

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,809	1,809	10,952,676
当期変動額			
剰余金の配当			804,759
当期純利益			2,992,189
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,604	3,604	3,604
当期変動額合計	3,604	3,604	2,191,034
当期末残高	5,414	5,414	13,143,710

重要な会計方針

第30期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日	
1．有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	
移動平均法による原価法	
(2) その他有価証券	
時価のあるもの	
決算日の市場価格等に基づく時価法	
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	
時価を把握することが極めて困難と認められるもの	
移動平均法による原価法	
2．固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	
定率法	
ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。	
(2) 長期前払費用	

定額法

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計上の見積りの変更)

第30期

自 平成26年 4 月 1 日

至 平成27年 3 月31日

当事業年度において、当社が入居する建物の解体工事が平成28年下期に開始されることが決まったため、本社事務所に係る建物附属設備の耐用年数、原状回復義務の必要性について見直しを行っております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の固定資産減価償却費が33,894千円増加し、諸経費が508千円減少したことにより、営業利益、経常利益がそれぞれ33,385千円減少しております。一方で、特別利益である資産除去債務戻入益が34,769千円発生しているため、税引前当期純利益は1,384千円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第29期 平成26年 3 月31日現在	第30期 平成27年 3 月31日現在
* 1．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 120,594千円	建物 170,125千円
器具備品 469,967千円	器具備品 476,137千円
* 2．関係会社に対する主な資産・負債	2．関係会社に対する主な資産・負債
区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	当事業年度において、関係会社に対する負債の合計額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超えており、その金額は850,899千円であります。
未払金 794,751千円	
(うち支配株主に対するもの 155,421千円)	
(うち子会社に対するもの 160,782千円)	
(うち関連会社に対するもの 478,547千円)	

(損益計算書関係)

第29期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	第30期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日
---	---

* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給与・手当</td><td>358,249千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>2,404,496千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>199,477千円</td></tr> <tr> <td>匿名組合投資利益</td><td>166,010千円</td></tr> </table>	給与・手当	358,249千円	委託調査費	2,404,496千円	受取配当金	199,477千円	匿名組合投資利益	166,010千円	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金 226,798千円 当事業年度において、関係会社に対する営業費用及び一般管理費の合計額が営業費用及び一般管理費の合計額の100分の20を超えており、その金額は3,400,300千円であります。
給与・手当	358,249千円								
委託調査費	2,404,496千円								
受取配当金	199,477千円								
匿名組合投資利益	166,010千円								

（株主資本等変動計算書関係）

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	平成25年4月1日 現在	増加	減少	平成26年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	907,786千円
(ロ) 1株当たり配当額	23,702円
(ハ) 基準日	平成25年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成26年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	804,759千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	21,012円
(ニ) 基準日	平成26年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成26年6月30日

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	平成26年4月1日 現在	増加	減少	平成27年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	804,759千円
(ロ) 1株当たり配当額	21,012円
(ハ) 基準日	平成26年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月30日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	939,116千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	24,520円
(ニ) 基準日	平成27年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成27年6月30日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

第29期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	第30期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左 市場リスク 同左 流動性リスク 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第29期（平成26年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金・預金	9,147,830	9,147,830	—
(2)未収委託者報酬	1,825,261	1,825,261	—
(3)未収収益	2,410,705	2,410,705	—
(4)未収入金	132,243	132,243	—
(5)投資有価証券 其他有価証券	30,243	30,243	—
(6)敷金	285,857	220,934	64,923
(7)未払金	(1,745,028)	(1,745,028)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

第30期（平成27年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1)現金・預金	11,141,499	11,141,499	—
(2)未収委託者報酬	1,838,877	1,838,877	—
(3)未収収益	2,613,524	2,613,524	—
(4)未収入金	144,239	144,239	—
(5)投資有価証券 其他有価証券	35,337	35,337	—
(6)敷金	315,033	315,033	—
(7)預り金	(35,761)	(35,761)	—
(8)未払金	(1,882,737)	(1,882,737)	—
(9)未払費用	(226,407)	(226,407)	—
(10)未払消費税等	(381,984)	(381,984)	—
(11)未払法人税等	(777,000)	(777,000)	—

(＊)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第29期 平成26年3月31日現在	第30期 平成27年3月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 未収入金及び(7) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (6) 敷金 当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(7) 預り金、(8) 未払金、(9) 未払費用並びに(10) 未払消費税等及び(11) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (5) 投資有価証券 同左 (6) 敷金 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第29期 平成26年3月31日現在	第30期 平成27年3月31日現在																
以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。 (単位：千円) <table> <tr> <th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr> <tr> <td>子会社株式</td><td>221,595</td></tr> <tr> <td>関連会社株式</td><td>32,747</td></tr> <tr> <td>その他の関係会社 有価証券</td><td>31,200</td></tr> </table>		貸借対照表計上額	子会社株式	221,595	関連会社株式	32,747	その他の関係会社 有価証券	31,200	以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。 (単位：千円) <table> <tr> <th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr> <tr> <td>子会社株式</td><td>221,595</td></tr> <tr> <td>関連会社株式</td><td>32,747</td></tr> <tr> <td>その他の関係会社 有価証券</td><td>31,200</td></tr> </table>		貸借対照表計上額	子会社株式	221,595	関連会社株式	32,747	その他の関係会社 有価証券	31,200
	貸借対照表計上額																
子会社株式	221,595																
関連会社株式	32,747																
その他の関係会社 有価証券	31,200																
	貸借対照表計上額																
子会社株式	221,595																
関連会社株式	32,747																
その他の関係会社 有価証券	31,200																

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第29期 平成26年3月31日現在	第30期 平成27年3月31日現在
----------------------	----------------------

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	同左
---	----

（注4）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
第29期（平成26年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	9,147,754	—
未収委託者報酬	1,825,261	—
未収収益	2,410,705	—
未収入金	132,243	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	—	8,000
合計	13,515,964	8,000

第30期（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	11,141,470	—	—	—
未収委託者報酬	1,838,877	—	—	—
未収収益	2,613,524	—	—	—
未収入金	144,239	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	1,000	4,903	—
敷金	—	315,033	—	—
合計	15,738,111	316,033	4,903	—

（有価証券関係）

第29期 平成26年3月31日現在	第30期 平成27年3月31日現在
1．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。 2．その他有価証券 （単位：千円）	1．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。 2．その他有価証券 （単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託	21,801	18,500	3,301	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託	33,921	25,426	8,495
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託	8,441	8,931	490	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託	1,415	1,908	492
合計	30,243	27,431	2,811	合計	35,337	27,335	8,002
3．当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				3．当事業年度中に売却したその他有価証券 同左			

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第29期	第30期
	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日
退職給付引当金の期首残高	137,928千円	141,238千円
退職給付費用	35,716千円	51,674千円
退職給付の支払額	32,406千円	13,040千円
制度への拠出額	-	-
退職給付引当金の期末残高	141,238千円	179,872千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第29期	第30期
	平成26年 3 月31日現在	平成27年 3 月31日現在
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	141,238千円	179,872千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,238千円	179,872千円
退職給付引当金	141,238千円	179,872千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,238千円	179,872千円

(3) 退職給付費用

	第29期	第30期
	自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日
簡便法で計算した退職給付費用	35,716千円	51,674千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第29期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）34,861千円、第30期（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）41,147千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期 (平成26年 3 月31日現在)	第30期 (平成27年 3 月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	13,315千円	5,892千円
退職給付引当金損金	50,337千円	58,170千円
未払金	3,918千円	1,846千円
賞与引当金損金	66,092千円	62,803千円
未払法定福利費	8,886千円	8,288千円
未払事業所税	2,989千円	2,781千円
未払事業税	86,596千円	54,175千円
未払調査費	37,384千円	43,152千円
減価償却超過額	51,350千円	57,530千円
敷金	10,398千円	-

未払確定拠出年金	1,084千円	1,155千円
未払費用	1,583千円	4,771千円
繰延税金資産小計	333,937千円	300,569千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	333,937千円	300,569千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,002千円	2,587千円
繰延税金負債合計	1,002千円	2,587千円
繰延税金資産の純額	332,935千円	297,981千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は25,422千円減少し、法人税等調整額が25,686千円、その他有価証券評価差額金が264千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第30期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。	[セグメント情報] 同左

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、単一の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

同左

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

同左

(2) 有形固定資産

同左

3. 主要な顧客ごとの情報

同左

(関連当事者情報)

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 派遣	委託 調査費 の支払	1,979,812	未払金	478,547

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任	委託 調査費 の支払	1,849,352	未払金	376,465
						役員の 派遣			未払費用	36,012

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

	第29期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	第30期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日
1 株当たり純資産額	285,970円67銭	343,177円83銭
1 株当たり当期純利益金額	74,916円74銭	78,125円04銭
	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜在 株式がないため記載して おりません。 (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜在 株式がないため記載して おりません。 (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。
	当期純利益 2,869,311千円	当期純利益 2,992,189千円
	普通株主に 帰属しない金額 -	普通株主に 帰属しない金額 -
	普通株式に係る 当期純利益 2,869,311千円	普通株式に係る 当期純利益 2,992,189千円
	期中平均株式数 38,300株	期中平均株式数 38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ・ 資本金の額 342,037百万円（平成27年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 参考情報：再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成27年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

() 平成27年3月末日現在

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成27年 4 月17日
有価証券報告書	平成27年 4 月17日

独立監査人の監査報告書

平成27年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 8 月27日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 荒 川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・ジャパン・オーナーズ株式オープン（平成27年1月20日から平成27年7月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・ジャパン・オーナーズ株式オープンの平成27年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。